

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 30 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課

「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」等を踏まえた対応に係る調査結果等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

令和 8 年 4 月 30 日付け当課事務連絡にて依頼いたしました調査（以下「本件調査」という。）においては、御協力を賜りまして誠にありがとうございました。

廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要であり、このような考えの下、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項についてとりまとめ、必要な措置の実施に努めることについて、通知を行ったところです（「一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）」（令和 6 年 9 月 30 日付け環循適発第 2409302 号）。以下「9 月 30 日付け通知」という。）。

本件調査の結果につきまして、別添のとおり送付するとともに、本件調査結果を踏まえた留意事項について、下記のとおり取りまとめましたので、貴部（局）におかれては、9 月 30 日付け通知を踏まえ、引き続き一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施に努めていただくとともに、改めて 9 月 30 日付け通知の趣旨及び内容について、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、環境省では、9 月 30 日付け通知を受けた市町村の対応状況等について、今後もフォローアップ調査を行うことを予定している旨申し添えます。

記

1. 9月30日付け通知の趣旨について

足元では企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで増加しており、特に国内の雇用の7割を支える中小企業・小規模事業者で深刻な状況である。今後も我が国の生産年齢人口は減少し、労働供給制約がますます厳しくなることが見込まれ、加えて、他産業との人材確保の競争も厳しくなる。さらに、国際情勢の変化等に伴うエネルギーコストや原材料価格の上昇が事業経営に影響を及ぼしており、一般廃棄物処理業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増している。

このような状況の中、地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な一般廃棄物処理業の担い手を確保することは喫緊の課題であり、将来にわたって廃棄物処理事業を確実に実施し、構造的な賃上げを実現するためには、昨今の物価の状況なども踏まえた適切な委託料・処理料金が事業者を支払われることが重要である。

そのためには、需給の状況、原材料費及び人件費等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、市町村において適切に予定価格を作成することが求められる。

これらの考えの下、関連指針、通知等を踏まえ、9月30日付け通知は、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について取りまとめたものである。

2. 市町村が条例で定める処理手数料について

市町村が条例で定める処理手数料（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第12項に規定する手数料をいう。以下同じ。）について、適正な価格転嫁のための適切な環境整備を「行っていない」と回答したのは619市町村であり、「行った」と回答したのは292市町村、「行う予定」と回答したのは164市町村であった。

廃棄物処理法第7条第1項の規定による許可を受けた者及び同条第6項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされており、したがって、9月30日付け通知記1においては、「一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい」としているものである。

「行った」及び「行う予定」と回答した中には、毎年度総合原価を算定し、手数料の額が適正かどうか検討している市町村、全庁的な使用料・手数料の見直しに併せて関係条例の改正を行い、一般廃棄物の収集運搬及び処分に係る手数料の改定を行った市町村、条例で定める手数料については、今後も許可業者と協議等を行い見直すこととしている市町村等が見受けられたところである。このような取り組みを参考にいただき、適切な環境整備をお願いしたい。

3. 9月30日付け通知発出以降の対応について

市町村における主たる一般廃棄物の収集の委託（廃棄物処理法第6条の2第2項の委託をいう。許可業者への委託も含む。以下同じ。）案件¹について以下の調査を行った。

(1)契約の受託者と受託料に関する交渉について

9月30日付け通知発出以降、主な一般廃棄物収集委託の契約の受託者と受託料に関する交渉の有無について調査したところ、交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）と回答した市町村は、582市町村であった。

9月30日付け通知において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日策定）を踏まえた対応を求めているところであり、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合はもとより、受注者から変更の申出がない場合であっても、1年に1回又は半年に1回など定期的に、発注者から労務費等の転嫁に関する協議の場を設けることが求められる。

また、受託者との契約に当たり、公表資料を用いる等、合理的な根拠を基に受託料に関する交渉を行うことはもちろん、契約期間内においても対応が求められており、9月30日付け通知記2(3)においては、「物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

(2)受託料の引き上げを行ったかについて

(1)において交渉があったと回答したうち、受託料の引き上げを行ったか、また、受託者が希望する価格を満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明したかについて調査したところ、216市町村が「行った（満額受け入れた）」と回答し、246市町村が「一部行った（満額は受け入れなかった）」旨回答があった。一方、「行わなかった」旨回答したのは54市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。」としており、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格について、仮にこれを満額受け入れない場合は、委託を行う市町村において、その根拠や合理的な理由を説明することが求められるものである。

(3)労務費上昇の理由の説明や根拠資料として求めた公表資料等について

(1)において交渉があったと回答したうち、労務費上昇の理由の説明や根拠資料として受託者に求めた公表資料等については、327市町村が公表資料等に基づくものとした一方、160市町村が公表資料等に基づくものとしなかった旨回答があった。

その理由について確認すると、「自治体側から人件費や光熱水費を含めた物件費等について増減額を積算した根拠を示して、毎年説明している。今年度も同様に説明し、受

¹ 市町村が収集を委託している一般廃棄物のうち、契約の金額（複数年で契約をしている場合は年あたりの金額。単価契約の場合は概算総額。）が一番大きい委託案件をいう。

託者から異論が無かったため、資料提出等は求めていない。」との回答もあり、公表資料等に基づくものとしなかった旨の回答があったことのみをもって、9月30日付け通知の趣旨に反するものではない。9月30日付け通知記2(1)においては、「発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる・・・公表資料に基づくものとする。」としているところであり、入札・契約手続の運用においては、9月30日付け通知記2(1)に例示したような公表資料を十分に踏まえた対応が求められる。

(4)価格転嫁の条項の有無について

委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、一般廃棄物処理業務の契約について、受託者から労務費等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合に、その可否について迅速かつ適切に協議を行う旨の条項をあらかじめ契約に入れているかについて調査したところ、「はい」又は「入っていないが、他の手法により配慮をしている」と回答した市町村が1,275市町村であった。

9月30日付け通知記2(1)においては、「受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。」としており、一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用においては、受託者への配慮についても留意されたい。

(5)適切な予定価格の作成について

委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、一般廃棄物処理業務の契約について、最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成しているかについて調査したところ、「はい」と回答したのが1,402市町村であった。その回答の詳細について確認すると、「運転手及び作業員給料の労務単価は、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率、総務省が公表している消費者物価指数に基づき設定している。」、「人件費においては『賃金構造基本統計調査』を参照した。」等の回答があった一方、「いいえ」の回答として、現行契約との乖離、予算上の制約、委託業者との協議による価格設定等を理由とする回答があったところである。

9月30日付け通知記2(2)においては、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の实勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成」等の適切な対策を講ずることが求められるとした上で、「一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費・・・等最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。」としているところである。一般廃棄物処理業務の委託契約に際しての積算を行うに当たっては、上に例示した人件費単価やその上昇率等も反映した額等最新の实勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成されたい。

4. 9月30日付け通知の周知等について

9月30日付け通知の周知等について、「行った（契約担当部局や財政担当部局も含めて全庁的に）」と回答したのは、486市町村であり、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答したのは1,067市町村、「行っていない」と回答したのは181市町村であった。また、周知・共有を行った1,553市町村の周知・共有方法としては、「指針の送付、供覧等」が1,425市町村、「説明会や調達担当者会議の開催等（オンライン開催を含む。）」が10市町村、「その他」が118市町村であった。

9月30日付け通知記3においては、「一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、・・・契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。」としているものである。

「行っていない」と回答した市町村はもちろん、「行った（廃棄物行政主管部局のみ）」と回答した市町村においては、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応をお願いしたい。なお、「行っていない」と回答した市町村の中には、通知以前から受託者との協議や財政部局との調整を行っている、契約担当部門から周知があった、又は必要があれば今後周知を行う等の回答も見受けられたが、9月30日付け通知を全庁的に周知している市町村ほど、受託料の引き上げに係る交渉や受託料の引き上げが実施されている傾向が見られることから、9月30日付け通知の趣旨を踏まえ、改めて庁内における情報共有及び契約担当部局・財政担当部局との連携を図られたい。

なお、令和8年度地方財政計画²においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料に800億円が増額計上（普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ）されている。

5. 9月30日付け通知の記載内容に係る更新事項について

9月30日付け通知を発出以降、9月30日付け通知において踏まえている「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「令和6年度基本方針」という）などについて、最新の関係方針、政府決定及び地方財政措置等が令和8年度に示されているところである。

このため、9月30日付け通知を踏まえた必要な措置の実施等に際しては、以下の内容も踏まえて対応されたい。

9月30日付け通知記3の記載について（地方財政計画等）

9月30日付け通知記3においては、「令和6年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に300億円が計上（普通交付税の単位費用措置を3%程度引上げ）されているところである。」と記載しているところであるが、令和8年度地方財政計画においては、本事務連絡記4のとおり物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料に800億円が増額計上（普通交付税の単位費用措置を平均5%程度引上げ）されている。また、令和8年度基本方針においては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に当たり、地方公共団体においては、令和7年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を検討するものとされている。

² 令和8年度地方財政計画の概要（<https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>）参照

6. 中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰を踏まえた対応について

今般の中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえ、令和8年3月27日付けで経済産業大臣から各都道府県知事宛てに「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について」（令和8年3月27日付け20260325中第4号）³が発出された。これを受け、環境省においては、令和8年4月14日付け事務連絡「中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇時における令和6年9月30日付け通知等を踏まえた対応について」を発出し、今般の中東情勢を受けたエネルギーコスト等の適切な転嫁のための必要な措置の実施等について、各都道府県を通じて管内市町村への周知徹底をお願いしたところである。

本件調査において、委託の契約を行っている1,702市町村を対象に、中東情勢による燃料油・石油製品等の価格高騰による影響を理由とした受託料に関する交渉の有無について調査したところ、「交渉があった（受託者若しくは市町村又はその双方から交渉の申入れを行った）」と回答した市町村は、102市町村であった。また、当該102市町村のうち、受託料の引上げを行った市町村は57市町村であった。

燃料油・石油製品等の価格高騰に伴う原材料費・エネルギーコストの上昇分についても、9月30日付け通知記2(1)及び(3)に示すとおり、受託者との価格交渉に当たっては公表資料に基づく根拠資料を尊重するとともに、契約後の状況の変化に応じ、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討するほか、契約変更の実施も含め適切に対応することが求められる。特に、受託者から契約金額の変更に係る協議の申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁が図られるよう、周知徹底をお願いしたい。

³ 中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇を踏まえた官公需契約における配慮について（令和8年3月27日付け20260325中第4号）([002.pdf](#))